

羽島市指定管理者制度 ガイドライン

令和5年4月
羽島市総務部総務課

< 沿革 >

平成 17 年	3 月 25 日	制定
平成 17 年	4 月 14 日	改訂
平成 25 年	6 月 11 日	改訂
平成 30 年	4 月 13 日	改訂
平成 30 年	5 月 18 日	改訂
令和 4 年	5 月 9 日	改訂
令和 5 年	4 月 5 日	改訂

目次

第1 ガイドラインの目的	1
第2 指定管理者制度の概要及び当市における導入の考え方	1
1 指定管理者制度の概要	1
(1) 指定管理者制度の趣旨	1
(2) 指定管理者制度の基本的事項	1
2 当市における指定管理者制度導入の考え方	2
(1) 公の施設の管理形態の選択について	2
(2) 指定管理者の募集について	2
(3) 指定管理者の指定の期間について	3
(4) 申請資格について	3
第3 指定管理者制度に関する事務の流れ	5
第4 指定管理者の募集	6
1 募集(選定)要項	6
(1) 指定管理者が行う業務の範囲	6
(2) リスク分担にかかる事項	7
(3) 指定管理者が行う業務に係る経費の収支予算書	9
(4) 指定管理者候補者の選定方法	9
(5) 公租公課の取扱い	9
2 募集に関する事務	10
(1) 申請期間	10
(2) 募集内容の周知	10
(3) 現地説明会	10
(4) 募集に関する質問の受付等	10
(5) 申請書類の提出方法等	10
第5 指定管理者候補者の選定、指定管理者の指定及び協定書の締結	10
1 羽島市指定管理者選定委員会の設置	10
(1) 選定委員会の設置単位	10
(2) 選定委員会による選定方法	11
(3) 選定委員会の構成	11
(4) 選定委員会の情報公開	11
(5) 選定結果の通知	11
2 指定管理者の指定	11
(1) 仮協定の締結	11
(2) 指定管理者の指定の議決等	11

(3) 指定管理者の指定.....	12
(4) 本協定の締結.....	12
第6 指定管理者による管理の開始.....	12
1 指定管理者による適正な管理運営.....	12
(1) 不当な利用拒否・差別的取扱いの禁止.....	12
(2) 第三者への委託.....	12
(3) 個人情報保護.....	12
(4) 情報公開.....	13
(5) 不服申立て.....	13
2 指定管理者に対する監督及びモニタリング.....	13
(1) 指定管理者に対する監督.....	13
(2) 施設所管課によるモニタリング.....	13
3 指定管理者に対する監査.....	13

第1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、羽島市が設置する公の施設に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を導入するに当たっての事務手続及びその導入後の運用に関する基本的事項を定めることにより、指定管理者の指定手続の公平性及び透明性を確保するとともに、その導入する施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、提供する市民サービスの質の向上に資することを目的とする。

第2 指定管理者制度の概要及び当市における導入の考え方

1 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や施設の活性化及び経費の節減等を図ることを目的として、平成15年の地方自治法改正により導入された制度である。

ここにいう「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいい（地方自治法第244条第1項）、その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないこととされ（同法第244条の2第1項）、当市では、羽島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年羽島市条例第20号）その他公の施設ごとに制定されたその設置及び管理に関する個別の条例（以下「設置管理条例」という。）に、それぞれ必要な事項が定められている。

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者として指定し、その施設の管理を行わせることができるものとされていることから（同条第3項）、当市においても、その必要があると判断した施設については設置管理条例に所要の事項を規定し、指定管理者による公の施設の管理を実施しているところである。

(2) 指定管理者制度の基本的事項

指定管理者制度については、地方自治法に次のとおり定められている。

- ア 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項については、その普通地方公共団体の条例に定めること（地方自治法第244条の2第4項）。
- イ 指定管理者の指定は、期間を定めて行うこと（同条第5項）。
- ウ 普通地方公共団体が指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、その普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないこと（同条第6項）。
- エ 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、その施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないこ

と（同条第7項）。

オ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をその指定管理者の収入として收受させることができること（同条第8項）。

なお、その利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者がその普通地方公共団体の承認を受けて定めるものとされていること（同条第9項）。

カ 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができること（同条第10項）。

また、普通地方公共団体は、指定管理者がその指示に従わないときその他その指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができること（同条第11項）。

2 当市における指定管理者制度導入の考え方

(1) 公の施設の管理形態の選択について

公の施設を市が直営で管理するか、又は指定管理者制度を導入するかについては、学校教育法等個別の法律による管理主体の制約状況を考慮するほか、その施設の性格、市民サービスの質の向上、業務の効率性、経費節減等の観点から幅広く検討を行い、最適な方法を選択することとする。

(2) 指定管理者の募集について

様々な経営資源や経営能力を有する団体が幅広く参加する中から、その公の施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理を行うことができる団体を指定管理者として指定できるよう、指定管理者の募集は、公募によることを基本とする。

ただし、次に掲げる場合においては、特定の団体を指定管理者として選定することができる。

ア 選定対象が明らかに限定される場合

- ・ 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定されるとき

イ 選定対象が不在の場合

- ・ 公募期間が終了しても、申請者がなかったとき
- ・ 審査の結果、申請者全員が募集要項等に定める水準に達していないと認められるとき
- ・ 指定管理者が指定を辞退したとき

ウ 急を要する場合

- ・直ちに新たな指定管理者を指定しなければ著しく公益性が損なわれるおそれがある施設で、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき

エ 地域住民の参画が既に行われている場合

- ・地域住民の参画を積極的に活用した施設で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認める者を指名するとき
- ・地域との結びつきが強い施設で、地域の自治会、NPO等を指名するとき

オ 従前管理者等に移行することが望ましい場合

- ・現に施設の管理をしているものが引き続き管理を行うとき、または現に施設の一部を管理している者に一体的に管理を委ねることで安定したサービス提供及び事業効果が相当程度期待できるとき

なお、特定の者を指定する場合は、その理由について客観性及び透明性をもって説明責任を果たすよう努めなければならない。

またその説明責任を果たすため、必要に応じ、対象となる施設に対して市場調査または利用者の意識調査等を行うことにより、根拠を明らかにする必要がある。

(3) 指定管理者の指定の期間について

指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとされている。当市における期間の設定は、原則3年とするが、期間の設定については法令上特段の定めはなく、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から、それぞれの施設の設置目的や実情等を勘案し、適切な期間を設定する必要があるものと考えられることにより、管理や業務の内容に特殊性や継続性が重視されると判断できる場合は、5年を限度に期間を延長することができるものとする。

(4) 申請資格について

指定管理者は法人その他の団体でなければならないこととされているため（地方自治法第244条の2第3項）、法人格を有しない団体であってもその指定に係る申請を行うことはできるが、個人はその申請を行うことができない。

また、複数の団体が共同して構成する団体（以下「共同企業体」という。）を構成して申請することも認められる。

具体的な申請資格要件については、それぞれの公の施設について定める指定管理者の募集（選定）要項に記載するところによるが、当市では、法人その他の団体（以下「団体」という。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行う上で人的及び物理的能力を有するものであれば、申請することができるものとする。

また、地域経済への配慮や緊急時における対応の観点により、市内に存在する団体に限定した募集を行うことができるものとする。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する団体は、申請資格がないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体（一般競争入札等の参加者の資格に欠ける団体）

イ 当市から現に指名停止措置を受けている団体

ウ 現に納付すべき市税等の公租を滞納している団体

エ 前2年以内において、地方自治法第244条の2第11項の規定により当市または他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがある団体

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む）または同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生または再生手続きを開始している団体

キ 代表者及び役員に破産者及び現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

これらの要件は、申請時点から指定管理者の指定があるまで、継続的に満たしている必要がある。

共同企業体を構成する団体が上記申請資格のいずれかに抵触する場合には、当該共同企業体自体も失格となる。

また、一の募集につき、一の団体が複数の申請（共同企業体として申請する場合を含む。）を行うことはできない。

第3 指定管理者制度に関する事務の流れ

指定管理者制度に関する事務は、概ね下記のような流れで実施する。

実施時期	申請団体	市（施設所管課）	市議会
4月		方針決定	
5月		（管理形態、指定期間、選定方法等） 議案の提出	
6月		（施設設置管理条例） 指定管理者選定委員の選出	議決
7月		募集（選定）要項作成 指定管理者選定委員会 （選定基準の審査） 募集開始 募集の告示	
8月	現地説明会、質問・回答 事業計画の協議（特定の場合）		
9月	申請	申請書類受付	
10月	決定通知	指定管理者選定委員会 （指定管理者候補者の決定） 仮協定の締結	
11月		議案の提出 （指定管理者の指定、債務負担行為）	議決
12月	指定通知	指定管理者の指定 指定の告示	
1月	本協定の締結		
	業務の引継ぎ （新旧指定管理者）		
新年度	管理開始		

第4 指定管理者の募集

1 募集（選定）要項

指定管理者の募集に当たっては、施設を所管する担当課において、その募集の内容、指定管理者候補者の選定手続等を記載した募集要項を作成する。

募集要項に定めるべき事項はそれぞれの施設の設置目的等により異なるが、概ね次のとおりとする。なお、特定の場合においても上記に準じ、選定要項を作成する。

募集（選定）要項で示すべき事項

施設の設置目的と指定管理者に期待する役割
施設の概要（名称、所在地、開設年度、構造、規模、設置管理条例、開館時間、事業概要等）
指定管理者が行う業務の範囲（自主事業に関する業務を含む）
指定期間
指定管理料及び経費（指定管理料の考え方、利用料金収入の取扱い等）
申請資格等
指定までのスケジュール（募集（選定）要項配布、現地説明会、質問・回答、申請書受付、プレゼンテーション、選定結果の通知、協定締結、議会承認等）
申請の手続き（申請方法、提出書類等）
指定管理者候補者の選定方法（指定管理者選定委員会の開催、選定基準等）
モニタリングの実施方法
リスク分担に係る事項
指定の取消しに係る事項（取消しの条件、取消し時の措置等）
公租公課の取扱い
法令等の遵守（地方自治法、羽島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、各施設設置管理条例、羽島市情報公開条例、個人情報保護に関する法律、環境配慮事項等）
その他（通勤に係る駐車料金、地域防災計画における災害時応援協定等）
様式・添付資料（指定申請書、事業計画書、リスク分担表、審査基準、保守点検業務一覧、備品等一覧、利用者数及び収支一覧、施設平面図、設置管理条例等関係条例 等）

またこれらのうち主な事項の記載内容やその考え方については、原則として、次のとおりとする。

(1) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理施設に係る設置管理条例の定めるところにより、指定管理者が行うこととされている業務の内容や施設の管理方法について、仕様書に示す。

仕様書に記載する事項の例

仕様書の趣旨
指定管理者が行う管理の基準（開館時間及び休館日、使用の制限、使用料及びその減免・利用料金等）
指定管理者が行う業務の範囲（事業運営、施設の維持管理、自主事業等）
その他業務の実施上の留意事項

(2) リスク分担に係る事項

指定管理者が行う業務に関し、市と指定管理者がどのようにリスク分担を行うかについて記載する。

リスク分担の内容はそれぞれの施設で異なるものであるが、当市においては下記を例として指定管理者との間で定めることとする。

リスク分担表

リスクの種類	内容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	施設管理、事業運営に影響を及ぼす法令変更		
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		
事業の中止及び延期	市の指示によるもの		
	指定管理者の事業放棄又は破綻		
債務の履行	経費の支払い遅延（市 指定管理者）により生じた事由		
	経費の支払い遅延（指定管理者 事業者）により生じた事由		
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（羽島市が取得するもの）		
	上記以外の場合		
経済情勢の変動	人件費、物品費、光熱水費等物価の変動に伴う経費の増		
	金利の変動に伴う経費の増		
維持管理	施設の整備・大規模改修		
	小規模修繕		
事業運営	事故・災害等による臨時休館等	協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係る休館等		

	改修、修繕、保守点検等による施設の一部利用停止		
施設及び設備の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		
	上記以外の場合	協議事項	
収蔵品・展示品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	協議事項	
第三者への損害賠償	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外の場合	協議事項	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復に係る経費の増加及び事業履行不能の場合		
使用許可等	施設使用許可に関する事		
	目的外使用の許可に関する事		
	不服申立てに関する決定		
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理及び運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの要望、苦情、運営委員会からの指示への対応		
	地域住民、利用者との係争		
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合の事業者の撤収費用		
賃貸料の変更	賃貸料の増額		
	賃貸料の減額		
災害時の対応	避難所開設	協議事項	
	会場に係る費用		
	避難所維持と協力		

また、損害賠償責任の履行を確保する観点から、指定管理者に対して損害賠償責任保険への加入を義務付けることとし、その旨を募集（選定）要項に記載する。

(3) 指定管理者が行う業務に係る経費の収支予算書

指定管理者が管理の業務を行うに当たって必要となる経費は、市が指定管理者に対して支払う指定管理料、指定管理者が施設の利用者から収受する利用料金その他の管理業務関連収入によって賄う。

これらにおいて適切な見積りを得るために、施設の運営に係る事業規模を明確に示す必要がある。事業規模については、施設の過去複数年度の経費や将来の事業の考え方を提供し、申請団体に適切に把握させる必要がある。

このため、募集（選定）要項において、指定期間内の指定管理料の上限額を明示するとともに、経費の積算のための情報提供が不可欠となる。

収支予算書に記載する主なものについては、下記のとおりである。

収支予算書の主な記載事項

収入の部	支出の部
指定管理料 利用料金 事業実施による収入 自動販売機の設置等(行政財産の目的外使用)による収入	施設の維持管理費(人件費、委託料、光熱水費、消耗品費等) 提案事業の運営費(人件費、消耗品費)

(4) 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者は、指定管理者選定委員会において、羽島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第2項に基づき、別に定める選定基準により選定する。

(5) 公租公課の取扱い

指定管理者が行う業務に係る収支計画を作成するに当たっては、公租公課の負担についても考慮しなければならないため、その主な内容について記載する。

指定管理者にかかるものとしては、一般的に下記の諸税が考えられるが、その具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要がある。

指定管理者にかかる諸税

税務官公署	所管する国税及び地方税
税務署	法人税、消費税及び地方消費税
県税事務所	法人県民税、法人事業税
市	法人市民税

なお、印紙税については、協定書が「請負に関する契約書」に該当するものでは

ないという総務省の見解により、協定書への印紙の貼付は不要であると解されている。

2 募集に関する事務

当市における指定管理者の募集は、次のとおり行うことを基本とする。

(1) 申請期間

緊急を要するなどの特別な事情がない限り、申請期間（募集（選定）要項配布の日から申請書類の受け付けの最終日）については、1か月以上確保する。

(2) 募集内容の周知

公募により指定管理者を募集する場合には、指定管理者募集の告示を行うとともに、広報紙、市ホームページ等により、広く周知を行う。

(3) 現地説明会

公募により指定管理者を募集する場合には、募集要項の配布開始後、現地説明会を開催し、募集要項についての説明及び施設見学を行う。

(4) 募集に関する質問の受付等

募集（選定）要項の配布開始後一定期間、申請に関する質問を電子メール、ファクシミリその他書面による方法により受け付ける。公募により指定管理者を募集する場合には、質問の受付期間終了後、当該質問に対する回答を速やかに市ホームページにて公表する。

(5) 申請書類の提出方法等

申請書類の提出は、持参に限る。

特定により指定管理者を選定する場合には、予め事業計画書について十分に協議を行った上で申請書類を受付することとする。

第5 指定管理者候補者の選定、指定管理者の指定及び協定書の締結

1 羽島市指定管理者選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定にあたっては、審査手続の客観性、専門性、公平性及び透明性の観点により、羽島市指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により、最も適切な管理を行うことができると認められる団体を総合的に判断して選定する。

(1) 選定委員会の設置単位

選定委員会の設置単位は、部局単位等、当該施設の指定管理者の候補者を最も適

切かつ効率的に選定できる単位で設置する。

(2) 選定委員会による選定方法

選定委員会においては、別に定める選定基準に基づき、指定管理者候補者及び次候補者を選定する。

(3) 選定委員会の構成

選定委員会の委員には、申請団体との利害関係者を入れることはできない。

(4) 選定委員会の情報公開

選定委員会の会議のうち、審査に係る部分については、羽島市情報公開条例（平成10年羽島市条例第29号）第9条第1項第2号の規定により、原則非公開とする。

(5) 選定結果の通知

選定委員会において決定した選定結果については、速やかにすべての申請団体に対し書面にて通知するとともに、市ホームページにも掲載する。

2 指定管理者の指定

(1) 仮協定の締結

指定管理者候補者が決定したら、議会における指定議決を受けるに際しての内容を確定させておく必要があるので、指定管理者候補者との間で、仮協定を締結する。

仮協定には、概ね次の内容を記載する。

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画に関する事項

ウ 利用料金に関する事項

エ 事業報告及び業務報告に関する事項

オ 市が支払うべき管理費用に関する事項（余剰金の返戻に関する事項を含む）

カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

キ 個人情報の保護に関する事項

ク その他市長が必要と認める事項

(2) 指定管理者の指定の議決等

指定管理者候補者を指定管理者として指定するため、その指定議案を市議会に提出し、地方自治法第244条の2第6項の議決を得る必要がある。

< 指定議決の内容 >

- ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- イ 指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- ウ 指定期間

また、指定管理料についての債務負担行為の設定及び施設の設置管理条例の制定又は改正についての議案も併せて提出し、議決を得る。

なお、施設の設置管理条例に係る議案については、募集を開始する以前に議決を得ることが望ましい。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の指定の議決を得た場合、直ちにその旨を指定管理者に対し書面で通知するとともに、告示をする。

(4) 本協定の締結

指定管理者の決定後指定期間の始期までに、仮協定の規定に基づき、指定管理者との間で、仮協定を基本協定として締結する。

第6 指定管理者による管理の開始

1 指定管理者による適正な管理運営

(1) 不当な利用拒否・差別的取扱いの禁止

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず（地方自治法第244条第2項）、また、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（同条第3項）。

(2) 第三者への委託

指定管理者が清掃、警備等といった個々の具体的業務を第三者へ委託することは差し支えないが、指定管理者制度の趣旨にかんがみ、その管理に係る業務を一括して第三者へ委託することは認められない。

(3) 個人情報保護

指定管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条）。また、指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（同法第67条）。その講ずべき措置については、基本協定で定める。

(4) 情報公開

指定管理者は、その保有する情報であって当該公の施設に関するものの情報の公開を行うために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする（羽島市情報公開条例第16条の2第2項）。その必要な措置については、基本協定で定める。

(5) 不服申立て

指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、市長に対する審査請求により行う（地方自治法第244条の4第3項）。

2 指定管理者に対する監督及びモニタリング

(1) 指定管理者に対する監督

市は事業報告書及び業務報告書の提出等により、当該指定管理者による公の施設の管理が適正に行われるよう監督する。

ア 事業報告書の提出

市は、毎年度終了後60日以内に、指定管理者から事業報告書の提出を受ける。

イ 業務報告書の提出

市は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(2) 施設所管課によるモニタリング

施設の設置目的に沿った効果的かつ効率的な管理運営の推進のため、別に定める「指定管理者制度におけるモニタリング実施基準」に基づき、施設所管課によるモニタリングを毎年度実施する。

3 指定管理者に対する監査

市監査委員は、必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができる（地方自治法第199条第7項）。